

子ども・子育て支援金制度

▶問合せ 国民健康保険(給付)・後期高齢者医療 住民課保険係 ☎25-3242
国民健康保険(税) 税務会計課住民税係 ☎25-3262



子ども・子育て支援金制度は、子育てを社会全体で支えるために国が創設する制度です。全ての世代や企業などから支援金をいただき、それを財源として子育て世帯への支援を拡充し、少子化に歯止めをかけ未来を支えていく制度です。

子ども・子育て支援金制度とは？

◆社会全体に負担をお願いするしくみです

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業・団体などの社会全体の負担分を財源として、子育て世帯を支援するための施策を行っていくというものです。

これは、国民健康保険をはじめ、後期高齢者医療や、お勤めの方などが加入する社会保険など全ての公的医療保険が対象となり、保険料や保険税に上乗せされる形で負担をしていただくことになります。

納めた支援金の使い道は？

◆子ども・子育て世帯の支援に使われます

社会全体から負担いただいた「子ども・子育て支援納付金」を財源として、児童手当の給付の拡充や、妊婦のための支援給付など、子ども・子育て世帯を支援するために充てられます。

なお、負担の程度は、加入している医療保険や所得により異なります。支援金は、令和8年度から10年度にかけて段階的に引き上げられるとされています。

子ども・子育て支援金制度のしくみ

令和8年度から医療保険料(税)に上乗せし納付

お勤めの方など

賦課 ↑ ↓ 納付

●加入している医療保険にご確認ください。

(例) 全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合、共済組合、船員保険 など

自営業の方など

賦課 ↑ ↓ 納付

昭和村国民健康保険

所得割率 0.30%
均等割額 1,300円(18歳未満は0円)
平等割額 800円

●令和8年度における群馬県内の全市町村で統一の税率です。
●同業・同種の専門職で組織された国保組合は、各国保組合にご確認ください。

75歳以上の方※

賦課 ↑ ↓ 納付

群馬県後期高齢者医療制度

所得割率 0.25%
均等割額 1,400円

●令和8年度における群馬県内の全市町村で統一の税率です。
●子ども・子育て支援納付金の1人あたりの賦課限度額は21,000円です。
※一定の障害があり早期に加入された方も含みます。

請求 ↑ ↓ 納付

請求 ↑ ↓ 納付

請求 ↑ ↓ 納付

国(事務は社会保険診療報酬支払基金が実施)

子ども・子育て支援金が充てられる事業の例

児童手当の
拡充

妊婦の
ための
支援給付

出生後
休業支援
給付

育児時短
就業給付

こども
誰でも
通園制度

育児期間中
の国民年金
保険料免除

問合せ窓口 ▶こども家庭庁コールセンター
☎0120-303-272

子ども・子育て支援金が充てられる事業(施策)について、詳しくは子ども家庭庁のホームページをご覧ください。

